

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役 三輪 厚二

TEL:06-946-8011

資本的支出と修繕費

Q: 事務所の内外の壁の塗り替えを行いました、どう処理したらよいのでしょうか。

A: 法人が資産の改修等にあてた費用は、資本的支出と修繕費に区別することになります。資本的支出とは、固定資産の価値を高め又は耐久性を増す支出であり、修繕費とは、資産の改修等に当てた費用のうち、その固定資産の通常の管理のために要した支出です。

しかし、使用可能期間の延長部分や価値の増加部分の算定は実務上困難な場合が多いので、基通では7-8-1に資本的支出の例示を、7-8-2に修繕費の例示を掲げています。S44の法人税基本通達の改正の時に、法令の解釈上、疑義がなく条理上明らかであるため特に通達として定める必要がないとして廃止された旧基通235に、修繕費が次のように例示されていました。

- ① 家屋又は壁の塗り替え
- ② 家屋の床のき損部分の取り替え
- ③ 家屋の畳の表替え
- ④ き損した瓦の取り替え
- ⑤ き損したガラスの取り替え又は障子、襖の張り替え
- ⑥ ベルトの取り替え
- ⑦ 自動車のタイヤの取り替え

したがって、壁の塗り替えは修繕費に該当します。

